**覚　書**

○○○株式会社（以下、「甲」という。）と株式会社グリーンフィールド・オーバーシーズ・アシスタンス（以下、「乙」という。）とは、米国ビザ申請代行業務に関する●●●●年●月●日付甲乙間の取引基本契約（以下、「基本契約」という。）に関して、次のとおり覚書を締結する。

**第１条（申請者の範囲の変更）**

甲及び乙は、基本契約第１条を以下のように修正する。

（修正後）

第１条（目的）

１．甲は、米国ビザ申請の代行業務（以下、「本件業務」といい、別途第２条に規定する。）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

２．個々の本件業務の詳細は、別途個々に締結する契約（以下、「個別契約」という。）において定めるが、本契約は、本件業務に関する基本的事項を定めたものであり、個別契約すべてに適用されるものとする。但し、個別契約において本契約と異なる事項を定めた場合、個別契約が本契約に優先するものとする。

３．本契約、個別契約の各条項における申請者（以下、「申請者」という。）とは、甲（甲の親会社、子会社、関連会社を含む。以下、本項で同じ。）が雇用する者、甲の指揮命令に従って甲の業務に従事する者、甲の代表者、取締役、監査役、執行役員、その他、甲乙間で申請者として取り扱うことに別途合意した者、又は前記いずれかの者の配偶者又は子供であって、米国ビザ申請を希望する者をいう。

４．前項の「甲乙間で申請者として取り扱うことに別途合意した者」とするか否かは、甲と米国ビザ申請を希望する者との関係を踏まえて、乙が最終決定するものとし、甲が米国ビザ申請を希望する者の氏名、同人と甲との関係を乙に通知し、乙がこれを承諾することによって決定される。なお、前記通知と承諾については、書面の他、電子メール等の電磁的方法、乙の保有するシステム内の通信機能により行うことができるものとする。

５．第３項の「甲乙間で申請者として取り扱うことに別途合意した者」を申請者とし、本件業務遂行の過程で乙と申請者又は申請者の所属する会社との間で問題が発生した場合、甲は、その仲介にあたるものとする。

**第２条（その他）**

１．基本契約と本覚書の定めが矛盾する場合、本覚書の定めを優先して適用する。

２．本覚書に定めのない事項及び本覚書に定めた条項について疑義が生じた場合には、信義誠実の原則に従い十分に協議して解決する。

本覚書の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上各１通を保有する。但し、本覚書を電子契約にて締結した場合には、本覚書の成立を証するため、電子契約書ファイルを作成し、それぞれ電子署名を行う。この場合、電子データである電子契約書ファイルを原本とし、同ファイルを印刷した文書はその写しとする。

西暦　　　　　年　　　　月　　　　日

甲：

乙： 東京都千代田区九段南一丁目6番5号   
九段会館テラス1F

株式会社グリーンフィールド・

オーバーシーズ・アシスタンス

代表取締役　　　渡邊　究

なお、上記甲欄及び乙欄に記載の者（以下、「代表者等」という。）以外の者（以下、「本署名者」という。）が電子署名する場合、本署名者は、甲・乙の代表者等から、本契約締結権限を委譲され又は本契約締結の代理署名権限を与えられた者であることを表明・保証し、甲及び乙の代表者等に代わって電子署名する。

○○○○　株式会社

　　　　　　本契約の電子署名者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　

株式会社グリーンフィールド・オーバーシーズ・アシスタンス　

本契約の電子署名者